

令和5年5月8日

生徒及び保護者の皆様へ

福島県立白河高等学校長

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後における対応について

本日より新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行することにもない、本校における新型コロナウイルス感染症の対策を下記のとおりとします。

つきましては、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 出欠の取り扱いについて

(1) 感染者

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を出席停止とします。無症状の感染者については、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とします。

なお、自宅療養が明けて登校するにあたり、医療機関が発行する検査結果や治癒証明書等の提出は必要ありません。

(2) 濃厚接触者

感染者との接触があったからといって、すぐに出席停止の対象とはなりません。ただし、同居している家族が感染しており本人に症状がある場合や、本人が無症状であっても、本人以外の家族のほとんどが感染しているなど、本人に感染の疑いがあると判断できる場合は、「感染状況に応じて機動的に講ずべき措置」として出席停止となります。

(3) 発熱やのどの痛み、せき等の普段とは異なる症状がある場合

無理をして登校せず、自宅で休養してください。この場合は欠席扱いとなりますが、感染が疑われる場合は出席停止とすることもあります。速やかに医療機関での受診や各自において検査を行うなどの対応をお願いします。

2 今後の感染症対策について

(1) マスクの着用

一律にマスクの着用は求めず、本人による判断を基本とします。ただし、感染症の流行時には着用を促したり、身体的距離の確保を求めたりする等の対策を講じることもあります。

(2) 健康観察

引き続き、各自において検温等を行い、健康状態の把握に努めてください。また、石けんによる手洗いやアルコールによる手指の消毒も励行するようにしてください。

(3) 教室等の衛生管理

教室等の換気に関しては、可能な限りこまめに行っていきます。